

平成26年第9回教育委員会定例会

開会年月日 平成26年5月16日(木)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 安藏誠市
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第31号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

3 協議

- (1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

学童クラブにおける保育料関係書類の紛失について

平成26年第二回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

その他
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 10時50分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
同 副参事(特命担当)	石 原 清 年
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	中 里 伸 之

委員長

皆さん、おはよう。ただいまから平成26年第9回教育委員会定例会を開催する。

本日は傍聴の方はおいでになっていない。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案1件、陳情8件、協議1件、教育長報告2件である。

- (1) 議案第31号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について

委員長

初めに議案である。

議案第31号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について。それでは、この議案について、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

教育長

これについては、東京都との均衡を図るために、条例改正の制定依頼を行うということでお決めいただきたいと思う。よろしく願います。

委員長

よろしいか。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第31号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第31号については、「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情8件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情案件について、本日は「継続」と

したいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。協議(1)練馬区立学校の教育課程の在り方について。この協議案件については、本日、資料が提出されているので、説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、委員のご意見、ご質問をお聞きする。また、追加の資料要求などもあれば、伺う。

1つ確認したいのだが、ここに箇条書きで上がっている項目、それぞれメリットについては8個、それから、デメリットについては9個書かれているが、その中で、「小学校においては」とか、「中学校においては」というようなただし書きがあるものとなないものがある。ないものについては、小中ともに共通の内容であると解釈してよろしいか。

教育指導課長

「小学校においては」、また、「中学校においては」等のただし書きがないものについては、全体的にそうした傾向があるというところで、教育課程検証委員会の協議の中で取りまとめたものとなっている。

委員長

もう一点であるが、今回のメリットとデメリットについては、答申の内容を箇条書きにしたという説明があったが、このほかに、今後メリット・デメリットについての資料が何か出るようであれば教えていただきたい。

教育指導課長

二学期制のメリット・デメリットについてはこのような形で出ささせていただいたが、教育課程検証委員会の答申の中で、今後の方向性ということで、新たな三学期制を構築していくということがあったので、三学期制の構築という視点でのメリット・デメリットということであれば、資料を作成し、提出することができるかと思う。

委員長

ということであるが、委員の方々のご意見、ご質問があったら、お願いしたいと思う。

教育長

私はデメリットのほうにどうしても目が行くのだが、「学びの連続性の確保」の2つ目の丸の2段落目で、「その理由として、児童・生徒に「学期末、休業日前後の区切りを意識させることが難しい」ということがあるのだが、この辺は、検証委員会の中で具体的にどのような意識が取り上げられたのか。何か、そういう事例はあるか。もしあれば、説明していただきたいと思う。

教育指導課長

二学期制をやっている各自治体の状況を見ると、長いところでは秋休みを1週間設定しているところがある。本区の場合だと、秋休みは特に設定しておらず、土曜日、日曜日、この2日間を学期の区切りの期間として設けているので、子供たちの中で学期の区切り、気持ちの切りかえが難しい。特に長期休業日、こちらを学期の区切りとしている場合は、子供たちが休み明けで新たな気持ちで学び、そうしたものに取り組むことができるが、土日だけだと、通常の1年間の流れの中で、あまり子供たちの意識の中に変化が生じないということから、こうした取りまとめとなっている。

教育長

学期の切れ目は確かに、中に休みが入る、入らないというのも結構大きな要因があるのかもしれないが、当然終業式や始業式という、いわばセレモニーみたいなものはやっているのか。

教育指導課長

終業式、始業式は行っている。ただ、三学期制と二学期制で比べ、回数が1回ずつ、二学期制のほうが少なく、その分授業時数を確保することができるということがある。

教育長

以前、二学期制を三学期制に戻してほしいというお手紙を子供さんからいただいたことがある。そのときに、今の二学期制だと、通知表を田舎のおばあちゃんのところに持って行って褒めてもらえない。三学期制のときは、夏休みは、1学期と2学期の間にあるので、1学期の通知表を持って夏休みに遊びに、田舎のおばあちゃん、おじいちゃんのところへ持って行って、それですごく褒めてもらってうれしかったが、二学期制だと土日だけではできないということがとても嫌だと書いてあった。

学期の区切りというのが、長い間、三学期制によって必ず長い休みがあるという生活習慣、これは親も多分そうだと思うのだが、子供にもそういうのがあった。そういう意味からすると、二学期制がなかなかなじめないというような思いが、三学期制を経験したことのある子供たちにとってはあるのかなというふうに思った。ただ、最初から二学

期制の場合には、あまりそういう思いもないのかなと思うが、むしろ親御さんのほうが逆にそういう、通知表も満足に見せられないというようなことがあるのかもしれない。

あと、「きめ細かな指導と評価の充実」の2つ目の丸の、「通知表として確定した学期の成績表が示されないことについて、特に進路選択の場面で不安の声がある」。これは小学校、中学校と書いていないが、主に中学校のことなのか。それとも、小学校でもこういうことがあるのかどうか、ちょっと説明していただきたい。

教育指導課長

申しわけない。こちらについては、中学校においてということで、中学校の特に進路選択の際に、学期の成績表が示されないことによって、自分の学力の状況等について知ることが困難である、また、保護者等も把握することが困難であるというような不安の声ということで、こちらに記している。

教育長

もしやこれが本当だとしたら、かなり二学期制の問題というのが出てきかねないというふうに私は思うのだが、不安の声があるのはわかるにしても、実際問題、本当に進路選択に影響があるのか。

教育指導課長

各中学校ではやはりそうした不安の声が実際にあったので、評価、評定にかかわる資料等を保護者に、進路選択の時期に作成し、出しているというように聞いている。

教育長

それでもやっぱり不安は解消されない、要するに、きちんとした通知表という形でない、例えば、高校進学の際に事前に高校側に提示するものとしては、そういう暫定的なものではやっぱり不安だということがあるのか。

教育指導課長

やはり教育課程検証委員会の中での協議の中で、保護者の方からはそうしたお声を伺うことがあった。やはり正式な通知表等でないと不安であるといったことがあった。特に中学校においては、夏休みの前、この時期にぜひ成績を示してほしいという声が上がった。

教育振興部長

先ほど委員長のほうから、「小学校においては」、「中学校においては」、またはそれがないものについての扱いであるが、当然今回の委員の中には校長先生、副校長先生、主幹教諭が入っているが、それぞれがそれぞれの立場で言ったときに、中学の先生がこういう意見を言ったなというのがあるのだが、その中でも特に小学校においてはとか、中学校においてはと強調された発言がある。そこを捉えて書いてあるので、「小学校においては」、「中学校においては」と書いてなくても、中学校の先生が言ったことが先ほどの

部分もそうであるが、中学校の意見である。だから、そういう意味では、この協議会の中で小学校においてはとか中学校においてはと強調されたところについては、こういう書き方をしているというふうにご理解いただきたい。だから、内容によって、書いていなくても、これは中学校に当てはまることだというふうに、このメリット・デメリットは読んでいただければなと思っている。

委員長

先ほど確認したのは、ただし書きがあるのは、「小学校について」とあれば小学校のみかということではなくて、中学校の中でもそのように感じる意見もあるということか。

教育振興部長

あり得ると思う。なぜかという、学びの連続性とか、あとは、ここでいうと、例えば、「小学校においては、長期休業前に担任による面談を行い」とか書いてある。中学校についても当然それなりにやっているの。その辺、説明してもらえるか。

教育指導課長

「中学校においては」、「小学校においては」というところで書いているが、最終的には、こちらを取りまとめるに当たり、小学校の教員、また、中学校の教員、保護者代表、また、地域の方の代表、そうした方々のご意見を踏まえた上で、総体でまとめたものということで捉えていただけたらと思う。ただ、やはり「小学校においては」、「中学校においては」、「中学校の教員は」というような書き方は、特に強調というところで、そういった先生方の強い思いとか、また、保護者からの強い要望、また、アンケート調査結果の内容、そうしたものを踏まえた答申の書き方の内容となっているので、よろしく願います。

委員長

私、何度も今までも申し上げてきたかなと思うのだが、またこのように改めて箇条書きにしてみると、小学校と中学校との教員の意識の差というのが非常にあるなということを確認したような思いがある。だから、ここに「小学校においては」とか「中学校においては」というふうに書いていただいたのがより正確に状況を、十把一からげにするのではなくて、もう少し分析すると、そういう傾向が小学校には多いし、中学校にはこういう傾向が多いというふうに書いていただいているんだなというふうに私は受けとめていたが、それと今のご説明とで、同じと考えてよろしいのか。

教育指導課長

そういう受けとめで、こちらのほうを把握していただけたらと思う。

委員長

この文章の中にはないのだが、意識調査のところ、メリット・デメリットを総括した質問として、二期制を継続したいと思うかどうかというような項目があったかと思う。

継続したいか、または改善したいかということで。この文言としては、デメリットのほうの2番目のところに、教員の38%が改善したほうがよいというふうに、小中合わせるとそのようになっているが、これは小学校と中学校と別々にしてみると、小学校のほうは26.8%が改善要望、中学校は60.2%の方が改善したいというふうにお答えされているというのが、意識調査のグラフのほうから私は読みとっているので、そのことから、改善を一つにまとめて38って考えるのか、小中、やっぱりこれだけ開きがあるというふうに捉えるのかでは、やはり結果的に違ってくるかなということ、この辺のところはしっかりと踏まえて、今後の方向を考えていかなければならないというふうに私は考えている。

教育長

教員は確かにそうである。かなり差がある。保護者はそれほど差がない。保護者はどちらかという、やはり三学期制に戻したいというような意向のほうが強い。その辺のずれがどの辺にあるのか、そういうことを考えていかなければいけないと思う。

またこの表の質問をさせていただいていいか。今回、答申の中を整理した形でメリット・デメリットをつくったから、当然、「学びの連続性の確保」とか、「きめ細かな指導と評価の充実」とか、「向き合う時間的ゆとり」、そういう3つの視点に絞って整理されているのだが、よくメリットのところを読んでみると、いわゆる授業時数、二学期制を導入した当時の授業時数の状況はどうだったのか、それがこの間の学習指導要領の改訂等々を踏まえた授業時数の推移と、それに基づいて二学期制以外に土曜授業の実施とか、夏休みの短縮とか、いろいろやってきている。そういうものとの関連性は、我々としてはきちんと把握する必要があって、そここのところでやはり授業時数の問題から見た学期制のあり方はどうなのかということ判断する必要があると思う。その辺のところも、今日、資料として出てこないかもしれないが、整理した形で、授業時数の問題に絞った形で、この間の流れ、推移みたいなものがわかればありがたいと思っているので、よろしく願いたいのと、今私が申し上げたことに対して何かコメントがあれば、お聞かせいただければと思う。

委員長

授業時数に関連して、あれば、ご発言をいただきたい。いかがか。

教育指導課長

当初二学期制が導入された経緯については、土曜日に授業を行うことができないということがあって、学校週5日制のそうした内容で、土曜日に授業ができない分、子供たちの学力を確保していくためにできるだけ授業時数を確保していこうということから、学期制、三学期から二学期にすることによって、年間当たり10時間程度増やすことができるというようなことがあったが、その後、都や国の動向により、土曜日にも授業を行うことが可能になったということがあり、練馬区においても、平成24年度から土曜日に授業を実施できるようになり、授業時数を確保することができるようになった。そうしたことから、今現在、授業時数については、学習指導要領の標準時数を大きく上回

れるように、各学校、ゆとりを持って授業時数を確保するに至っている状況にある。また、そうした細かい経緯については、次回、資料を用意していきたいと考えている。よろしく願います。

委員長

今の、反対するわけではないが、土曜日授業のことと、夏休みの短縮とも絡んでいたもので、そこもちょっと触れておかないと、少し違ったデータになってくるかなということが気になるころなので、よろしく願いたいと思う。

あわせて、新しく今度学習指導要領が改訂される方向の仕事というのか、動きがそろそろ始まるのかなということで、そういったようなことを見据えることも大事なかなというのは、たしか答申の中でも出ていたかと思うのだが、当然授業時数に絡んでそういった内容も出てくると思うので、話し合いをするときにその視点も大事なかなというふうに考えている。

教育長

もう一点だけ。メリットの、「学びの連続性の確保」の2番目に、長期休業中に補充学習を行うというふうになっているが、これは恐らく二学期制になったときに、いわば学びの連続性、夏休みの過ごし方が、前の三学期制のときには1学期が終わって夏休みに入ってしまう。そうすると、せっかく1学期頑張ったのが夏休みで遊んでしまって、またせっかく1学期で高まっていた学力が一回そこでリセットされてしまって、2学期になったらまたそれをぐっと持ち上げて新しい学期をやっていかなくてはいけない。それを何とかなだらかに学びの連続性を通してやるには、やっぱり二学期制が一番良いということだとしかやったと思う。それをさらに補強するために、教育委員会では、夏休み期間中に補充学習、授業を取り入れたという経過があると思うが、その補充授業というのは今どんな状況になっていて、それは、効果というか、そういう面はどういうふうな状況なのかだけ、教えていただけるか。

教育指導課長

補充学習については、各学校、それぞれ独自で設定をしているところである。主には、やはり個別の指導が必要なお子さんに対して丁寧に学習状況を見て、指導していく。また、やはり復習の学習が中心となっている。既に学習した内容について、もう一度補充学習を通して定着をさせていく、また、つまづいている部分について把握し、克服をさせていく、そうした内容が中心となって、非常に効果が上がっていると聞いている。また、保護者等からも補充学習、こちらをやってもらえるおかげで、子供たちがわからなかったことについてもう一度振り返り、わかることができるようになったといったお声も届いている。

委員長

この補充学習については、今後二学期制のままになると、三学期制に変わると、継続して行うことが可能であるというふうに考えられるのか。その辺のところ、事務局

として、どのように考えていらっしゃるか。

教育指導課長

学びの連続性ということで、二学期制で長期休業期間に補充学習を設定したが、これが新たな三学期制ということでも、二学期制で行った補充学習のメリットを生かして設定することは可能である。

教育長

幼稚園では、三学期制、二学期制なんて考えられないだろう。

安藏委員

幼稚園の場合は、ちょっと考えられない。

教育長

三学期制だろう。

安藏委員

はい。特に二学期制にしてどうこうというようなことはまず考えられない。

教育長

成績表とか、出るわけではないのか。

安藏委員

一応、子供の成長の過程においては、成績表ではないが、どこまで到達できるようになったか、ある程度記述式で、子供によってその差はかなりあるので、その子その子なりの到達度を評価する。だから、その評価だけを見て、学校の成績みたいにランクですぐわかるという話ではないが、個々の状況によっての成長が見られるような形のものは学期で渡してはいる。

委員長

いろいろな文章表現とか、項目ごとの表記みたいな形になっているのか。

安藏委員

はい。

委員長

今、幼稚園の話を伺って、幼稚園とそれから小学校と中学校と、子供の発達段階に応じて、やはり通知表とか評定の出し方、内容も当然変わってきていると思う。現実問題として、小中がこれだけ意識の差があるというのも、やはり通知表作成に至るまでの仕事の運び方というか、手順も違っているし、テストなどの方法も違っているのではない

かなということ。それから、できた通知表も、活用のされ方が、特に中学3年生の場合には受験ということに大きくかかわってくるということで、小学校の場合でも、私立を受験する場合にはかかわるかもしれないが、多くの場合には、それほど中学ほどは進路指導ということと直結することは少ないのかなど考えると、その辺のところも、やはり検討していく中で考えていかなければいけない視点であるかなと私は思っている。

安藏委員

少し外れてしまうかもしれないが、二学期制の成果を生かして新たな三学期制を構築ということが検証委員会で上がってきているが、具体的に、デメリットが上がってきたときに、三学期制にもし移ったときにはどういところを改善していったらいいかとか、そういった具体的な検討という形は、その中ではあったのか。

教育指導課長

三学期制については、教育課程検証委員会では、方向性を示したにとどまってい、新たに三学期制を構築していく上では、三学期制を構築する上での委員会等を立ち上げ、その中でどのような形でやっていけばメリットが多いのか、また、デメリットの部分を克服していけるのか考えていなくてはならないと考えている。

委員長

よろしいか。

安藏委員

はい。

委員長

今後の課題であるということか。

教育振興部長

この委員会での議論は、例えば、二学期制を五、六年かけて導入して二学期制になって、今度仮に三学期制にしますよといったときに、先祖返りみたいに、もとの三学期に戻るのではないということを確認したい。やはり二学期制のよい点をさらに、三学期制に移行する中で、例えば学力補充教室とか、夏休み期間も学びの連続性を意識させるとか、そういう取り組みをすることによって新たな三学期になるので、昔の三学期に戻るのではないと。ここを確認している。だから、そういう意味では、新しい三学期の中身については、まさに教育委員会なり教育委員会事務局のほうに投げられている状況というふうにご理解いただきたいと思う。

委員長

いかがか。

安藏委員

私は、個人的には、ある程度方向性が見えれば、判断材料にはなると思ったので、なかなかそれぞれのメリット・デメリットがあるので、二学期制で、今の形で行ったときのデメリットを解消するためにはどうのことを考えたらいいのか。それと、逆に、三学期になったときに、デメリットをどういうふうに克服していったらいいのかという方向が、ある程度少しでも見えれば、検討材料になるかなと思ったのだが。

教育振興部長

やはり今言ったような中身については、事務局として整備をしなければいけないと思っているのですが、その整備ができた段階で、途中途中で教育委員会のほうにご報告させていただいて、またご審議いただければというふうに思っている。

委員長

先ほど指導課長のほうからも、メリット・デメリットについても新しい姿勢を構築する上での視点での表記もできるというようなお話もあったので、少し大変な作業になるかと思うが、そういったような資料があると話し合いも充実していくかと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。教育長、そういうことでよろしいか。

教育長

はい。

もう一点よろしいか。メリットの中で、学期が長くなることで、つまり二学期制であるが、繰り返し学習したり復習したりすることができる。そうすることによって、基礎的・基本的な内容の指導が充実すると。それが、ひいては学びの連続性につながっていくと。とりわけ小学校の教員については、非常に高く評価しているわけである。三学期制だと、繰り返し学習したり復習したりすることは難しいのか。やっぱり学期が長いほうが、何回も行きつ戻りつできるということなのか。その辺は実際、学校の授業の状況はどうなのか。

教育指導課長

三学期制の場合、1学期、2学期についてはある程度学期の長さが長いのだが、3学期については非常に学期が短く、教科によっては、3学期は6時間ないし7時間ぐらいしか授業をする時間をとることができない。そうした中で、3学期に学習した内容をもう一度振り返って定着させるという面では、若干時間が短いというようなことがある。そうした3学期の学習の指導のあり方、そうしたものについても検討していくことによって、短い学期についても、子供の学力の定着につなげるような形を考えていく必要があるというふうに捉えている。

委員長

今ご発言いただいたようなことについても少しまとめた形でご提示いただけると、話し合いもより深まるかなと思うのだが、よろしいか。

教育長

論点を整理すべきだ。とりあえず今日はメリット・デメリットという、二律背反みたいな、こういう整理の仕方をしたが、何が、どういうところに問題があって、新しい三学期制と言っているけれども、それは一体どういうところが論点になっているのかということ整理しないと、なかなかこれからの議論は進まないかなと思っている。土曜授業の話もあるので、そちらもやらなくてはいけないものだから、今、二学期制については、その論点整理も含めて、改めて、先ほども申し上げたように、事務局で整理した形にして、ご提示申し上げて、教育委員会の中で議論をするという形にしたいと思っている。よろしく願います。

委員長

今日のお話と、それから、前回、前々回あたりでも、この点が気になるというか、課題になることも幾つか挙げられていたと思うので、今日の話し合いとそれらを踏まえて、事務局のほうで論点をまとめていただいて、今後の話し合いの継続をしていきたいと思うが、そういうことでよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、各委員からさまざまなご意見をいただいた。本日の審議はここまでとし、次回以降も審議を継続したいと思う。よろしく願います。

(1) 教育長報告

学童クラブにおける保育料関係書類の紛失について

平成26年第二回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

その他

その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

今日は2件、ご報告させていただく。

委員長

それでは、報告の1番について願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、委員のご質問があったら、お願いしたいと思う。

安藏委員

特にはないが、徹底した管理をお願いしたいと思う。

教育長

学校も、子育て関係の施設、保育園、それからいわゆる児童館、いろいろあるのだが、取り扱っている書類というのは全てが個人情報だと思っても間違いはないくらいである。また、逆に言うと、そういうふうに全ての書類が個人情報なために、結構意識が曖昧になってきてしまっているのではないかと。だから、本当に自分たちが扱う書類は全てが個人情報で、それに対する、もしそこに紛失だとかいうものが起きたときには大変なことなのだということを、改めて職員、あるいは学校も含めてであるが、全体に周知をしなければいけないと思っている。実際そういうふうにはしているつもりであるが、やってもやはりこういう事件、事故が起きるといことは、大変遺憾なことだと思っている。改めて教育委員会所管の全職員に対して、個人情報の重要性、そしてまた、書類の管理、これについては徹底を図るつもりでいるので、二度とこのようなことがないようにしていきたい。

委員長

私もかつて教育現場におり、それから、学務課にも少し籍を置かせていただいたので、本当に個人情報の大変重要なものをお預かりするなということをつくづく感じて、この書類の行方をしっかりと把握しなくてはいけないということで、非常に強い思いを持ちながら仕事をさせていただいていたなという思いがしている。今回、当該保護者の方に謝罪を行ったということであるが、このご本人にとっては、それがいまだ行方がわからないということであれば、今後どうなるのかなんということは大変不安であろうし、大変不信感を抱かれるのも当然かなと思うので、やっぱり今教育長もおっしゃったが、我が身の情報と同じというふうな感覚をしっかりと忘れずに持ちながら、教育委員会全体でこのような、同じようなことが起きないように、心しなければいけないなということ、私自身も含め、強く思った報告であるので、どうぞよろしくお願いしたいなというふうに思う。

それでは、報告の2番についてお願いします。

保育課長

資料に基づき説明。

委員長

これについて、ご意見、ご質問はあるか。

委員長

新しい題名というのは、どういうふうになるのか。

保育課長

「中国残留邦人等の」というところであるが、前半までは同様であるが、全部読ませていただくが、新しい題名は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」というふうになり、特定配偶者の支援の項目が1つ加わったという形になっている。特定配偶者であるが、中国残留邦人が亡くなった後に残された配偶者について、中国残留邦人を長年支え続けてきたということに着目し、一定の支援金を新たに支給することになるというような改正が、国の法律の改正内容である。

委員長

より細やかに対応ができることになるということか。

保育課長

国の法律ではそういうふうになる。ただ、保育料条例で引用しているが、影響を受ける方はいらっやらないということである。

教育長

いらっやらない。形式的なものである。

委員長

よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、以上で、第9回教育委員会定例会を終了する。